



宮 崎 県 公 報

平成24年11月19日（月曜日） 第 2439 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更……………（障害福祉課） 1
- 道路の区域の変更（5件）……………（道路保全課） 1
- 道路の供用の開始（3件）……………（ ” ） 2
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） 3

頁

公 告

- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防課） 3
 - 宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……………（会計課） 3
 - 地図及び簿冊の認証（3件）……………（農村計画課） 3
 - 県営土地改良事業に係る換地計画の策定……………（農村整備課） 3
- 選挙管理委員会告示**
- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 4

告 示

宮崎県告示第 806号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
医療法人聖心会中村クリニック	宮崎市	中村クリニック	医療法人聖心会中村クリニック	平成24年10月19日

宮崎県告示第 807号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月19日から平成24年12月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	国道 2 18号	延岡市松山町1246番4地先から同市同町1250番17地先まで	旧	8.9～10.0	239.1
				新	12.0～15.9	239.1

宮崎県告示第 808号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月19日から平成24年12月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美郷町西郷区田代字長崩4643番4地先から同郡同町南郷区水清谷字赤木1722番1地先まで	旧	5.7～60.5	5051.6
				新	5.7～60.5	5051.6
					8.2～67.3	1759.2

宮崎県告示第 809号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月19日から平成24年12月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	国道 4 48号	串間市大字本城字下相手木9439番3地先から	旧	7.0～24.8	78.6
				新	10.8～	78.6

			同市同大字 字坂ノ下94 44番4地先 まで		26.6	
--	--	--	---------------------------------	--	------	--

宮崎県告示第 810号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月19日から平成24年12月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
48	県道	市木串 間線	串間市大字 市木字子持 田5167番地 先から同市 同大字字前 原4705番 1 地先まで	旧	6.0 ～ 19.3	430.0
				新	9.8 ～ 30.0	430.0

宮崎県告示第 811号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月19日から平成24年12月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
338	県道	大久保 木崎線	宮崎市清武 町今泉字谷 ノ口甲1434 番 3 地先 から同市同 町今泉字岡 甲 807番 1 地先まで	旧	7.5 ～ 27.0	745.0
					8.2 ～ 42.9	917.0
				新	8.2 ～ 42.9	917.0

宮崎県告示第 812号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年11月19日から平成24年12月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字 本城字下相 手木9439番 3 地先から 同市同大字 字坂ノ下94 44番 4 地先 まで	平成24年11月19日

宮崎県告示第 813号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年11月19日から平成24年12月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	児湯郡木城 町大字中之 又字塊所 3 61番14地先 から同郡同 町同大字同 字 361番 8 地先まで	平成24年11月22日

宮崎県告示第 814号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年11月19日から平成24年12月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
48	県道	市木串 間線	串間市大字 市木字子持 田5167番地 先から同市 同大字字前 原4705番 1 地先まで	平成24年11月19日

宮崎県告示第815号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
諸塚村	松の平下	I-1-1377	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第816号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
諸塚村	松の平下	I-1-1377	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第817号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

変更前		変更後		変更年月日
売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	
児湯郡西米良村大字村所 103-1 西米良支所内	西都農業協同組合	児湯郡西米良村大字村所 96-1 西米良支所内	西都農業協同組合	平成24年9月18日

公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成21年6月1日から平成23年2月18日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市田野町地番区域甲、乙の一部
- 4 認証年月日
平成24年11月9日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日向市
- 2 地籍調査を行った期間
平成21年6月1日から平成24年3月14日
- 3 地籍調査を行った地域
日向市東郷町山陰丙・山陰辛・山陰己の一部
- 4 認証年月日
平成24年11月9日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
東臼杵郡美郷町
- 2 地籍調査を行った期間
平成22年7月1日から平成24年3月15日
- 3 地籍調査を行った地域
東臼杵郡美郷町南郷区神門の一部
- 4 認証年月日
平成24年11月9日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、尾八重野地区県営土地改良事業（えびの市、県営畑地帯総合整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年11月19日から平成24年12月11日まで
- 3 縦覧場所
えびの市役所
- 4 その他
この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日

以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第50号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成18年宮崎県選挙管理委員会告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成24年11月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧中「（平成23年10月19日現在）」を「（平成24年11月5日現在）」に改め、

「				
都城市高城運動公園	〃	高城町穂満坊2492番地	2,500	」
総合体育館				

の次に、

「				
都城市高城生涯学習	〃	高城町穂満坊 105番地	230	」
センター				

を加え、

「				
都城市高崎総合体育	〃	高崎町大牟田1326番地 1	200	」
館武道場				

の次に

「				
都城市高崎福祉保健	〃	高崎町大牟田1340番地 3	300	」
センター				

を加える。